

## 第7章

---

# 市川市よりそい支援事業 (重層的支援体制整備事業)実施計画



# 1 計画策定の背景

2017（平成 29）年に改正された社会福祉法に、市町村は、地域住民等・支援関係機関による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされ、本市では高齢者、障がい者、子育て家庭等の様々な人に対して、庁内における分野の横断、連携の強化により、包括的・総合的な相談が行えるような体制づくりについて、福祉部、子ども政策部、保健部の職員で構成する「相談支援包括化推進会議」を立ち上げ、2022（令和 4）年度までに計 12 回の検討を行い、現状の体制では対応困難な複合課題、制度の狭間のケースに関し、分野を超えた幅広い視点での意見交換を行いました。

また、2020（令和 2）年 6 月 12 日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村の任意事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを受け、相談支援包括化推進会議における意見交換の結果、包括的な支援体制を整備するため、2023（令和 5）年 4 月に福祉部の組織再編を行い、同年 7 月から重層的支援体制整備事業を実施するため、社会福祉法に規定された新たな事業（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）を開始しました。

本市が実施してきたこれまでの包括的な支援体制の整備に向けた取組をより効果的に、またさらに明確にしていくため、市川市重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「市川市よりそい支援事業実施計画」といいます。）を策定するものです。

# 2 計画の法的根拠

本計画は社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項に規定する計画です。

## 社会福祉法抜粋

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第 106 条の 5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4～5 （略）

### 3 事業実施体制

重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」といいます。）は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。

属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、これらの3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として追加し、次の5つの事業を一体的に実施します。

#### (1) 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援機関において、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関では解決が難しい事例に対しては、各種支援関係機関と連携を図ります。

##### ① <介護> 地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）の運営

支援機関	高齢者サポートセンター（委託）【15箇所】 （国府台、国分、曾谷、大柏、宮久保・下貝塚、市川第一、市川第二、真間、菅野・須和田、八幡、市川東部、信篤・二俣、行徳、南行徳第一、南行徳第二）
所管課	福祉部地域包括支援課

##### ② <障がい> 障害者相談支援事業

支援機関	基幹相談支援センター（委託）【2箇所】 （える大洲ステーション、える行徳ステーション）
所管課	福祉部障がい者支援課

##### ③ <子育て> 利用者支援事業

支援機関	○特 定 型：子育てナビ（直営）【2箇所】 （第1庁舎、行徳支所） ○母子保健型：母子保健相談窓口アイティ（直営）【4箇所】 （第1庁舎、市川駅南口「ザ タワーズ イースト」、南行徳保健センター、行徳支所）
所管課	○特 定 型：こども部こども施設入園課 ○母子保健型：保健部保健センター健康支援課

④ <生活困窮> 生活困窮者自立相談支援事業

支援機関	市川市生活サポートセンターそら（委託）【1箇所】 （分庁舎C棟）
所管課	福祉部地域共生課

本市における包括的相談支援事業は、4つの既存事業の拠点の設置形態は従前から変更せずに、各支援関係機関間の連携を図る「基本型」となります。従来の機能をベースとしつつも、複雑化・複合化した課題を抱えた方の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎについては、本市の包括的な相談支援体制のチームの一員として、住民の様々なニーズに対応します。

## (2)多機関協働事業

本事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行います。また、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した地域生活課題については、事例調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行います。さらに、事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

実施内容	複雑化・複合化した相談の整理、支援プランの作成、重層的支援会議の開催
支援機関	がじゅまる+（ぶらす）（委託） （第1庁舎）
所管課	福祉部地域共生課

### 【福祉よりそい相談窓口の設置】

既存の相談支援機関では対応が難しい「ひきこもり」、「ヤングケアラー」、「障がいグレーゾーン」などの制度の狭間や「8050問題」、「ダブルケア」などの世帯全体が抱える複雑化・複合化した課題に対応していくため、「福祉よりそい相談窓口」を2023（令和5）年7月に設置しました。

実施内容	制度の狭間や複雑化・複合化した相談を受け付けます。
実施拠点	第1庁舎【直営】
所管課	福祉部地域共生課

### (3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等との連携を通じて、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人及び潜在的なニーズを抱える人に関する情報収集を行います。情報を得た場合は、当該本人と信頼関係にもとづくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

実施内容	複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し信頼関係を構築します。
支援機関	がじゅまる+（ぷらす）（委託） （第1庁舎）
所管課	福祉部地域共生課

### (4)参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握します。そして地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図るとともに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

実施内容	既存の社会参加に向けた事業では対応できない方への支援メニューを作り、社会資源とつなぎます。
支援機関	がじゅまる+（ぷらす）（委託） （第1庁舎）
所管課	福祉部地域共生課

### (5)地域づくり事業

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

#### ①＜介護＞地域介護予防活動支援事業

実施内容	地域住民が身近な場所で自主的に集まり、介護予防に資する活動を実施、継続できるよう、「市川みんな体操登録団体」の支援等を行います。
地域づくり支援の拠点	市川みんな体操活動場所 【42箇所（2024（令和6）年2月29日時点）】
所管課	福祉部地域包括支援課

② <介護> 生活支援体制整備事業

実施内容	介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の個別課題や地域課題の把握を行います。また、多様な主体との連携しながら、地域課題を検討し、課題解決に向けた情報提供・情報共有を行います。
地域づくり支援の拠点	高齢者サポートセンター（委託）【15箇所】 （国府台、国分、曾谷、大柏、宮久保・下貝塚、市川第一、市川第二、真間、菅野・須和田、八幡、市川東部、信篤・二俣、行徳、南行徳第一、南行徳第二）
所管課	福祉部地域包括支援課

③ <障がい> 地域活動支援センター機能強化事業

実施内容	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会、機能訓練、社会適応訓練の提供等を実施します。
地域づくり支援の拠点	身体障がい者福祉センター（直営）【1箇所】 （地域活動支援センターⅡ型）
所管課	福祉部障がい者施設課

④ <子育て> 地域子育て支援拠点事業

実施内容	妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
地域づくり支援の拠点	○一般型（委託）【14箇所】 （さかえ・こどもセンター、こあらっこ・こどもセンター、シーガル・こどもセンター、妙典保育園 地域子育て支援センター、わたぐも・こどもセンター、チェリーズ・こどもセンター、キッド・ステイ こどもセンター、CMS いちかわキッズ子育て支援センター、昭和学院もこもこ・こどもセン ター、みどりようちえんベビーセンター、CMS 市川大野子育て支援センター、 新井親子つどいの広場、新浜親子つどいの広場、八幡親子つどいの広場） ○連携型（直営）【4箇所】 （中央こども館、市川こども館、南八幡こども館、相之川こども館）
所管課	こども部こども家庭支援課

⑤ <全世代> 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

実施内容	生活困窮者にかかわらず、地域におけるつながりの中で、地域住民のニーズ・生活課題を把握します。また、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。
地域づくり支援の拠点	地域ケア拠点【15箇所】 (市川第一、市川第二、国府台、真間、八幡、菅野・須和田、曾谷、宮久保・下貝塚、市川東部、国分、大柏、信篤・二俣、行徳、南行徳、南行徳第二)
所管課	福祉部地域共生課

## 4 重層的支援会議・支援会議

### (1)重層的支援会議

重層的支援会議は、本事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすものです。本市では、多機関協働事業者が主催し、案件ごとに構成メンバーを選定、随時開催することとしています。

#### ①プランの適切性の協議

多機関協働事業者が作成したプランについて、本市と支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断します。

#### ②プラン終結時の評価

多機関協働事業者が作成したプラン終結時において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するか検討します。

#### ③社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組を検討します。

### (2)支援会議

支援会議は、社会福祉法に規定された会議体で、会議の構成員に対して守秘義務を設け、本人同意が得られていないケースについて関係者間で情報共有を行う、本市が主催する会議体です。支援会議を通じて地域における見守りの体制を作ったり、庁内での支援体制を強化していくことを目指します。

## 5 連携体制の構築

市川市よりそい支援事業は、属性を問わない分野横断的な支援を行うものであり、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化し実施する事業です。このため、行政内部での認識の共有と方向性の確認が必要であることから、関係部局で構成される「相談支援包括化推進会議」において、連携の強化と相談支援体制の構造的課題について検討を行います。

### 相談支援包括化推進会議

<基本構成課>（2023（令和5）年4月1日現在）

福祉部 地域共生課（事務局）、地域包括支援課、障がい者支援課

こども部 こども家庭支援課、発達支援課

保健部 保健センター健康支援課

総務部 多様性社会推進課

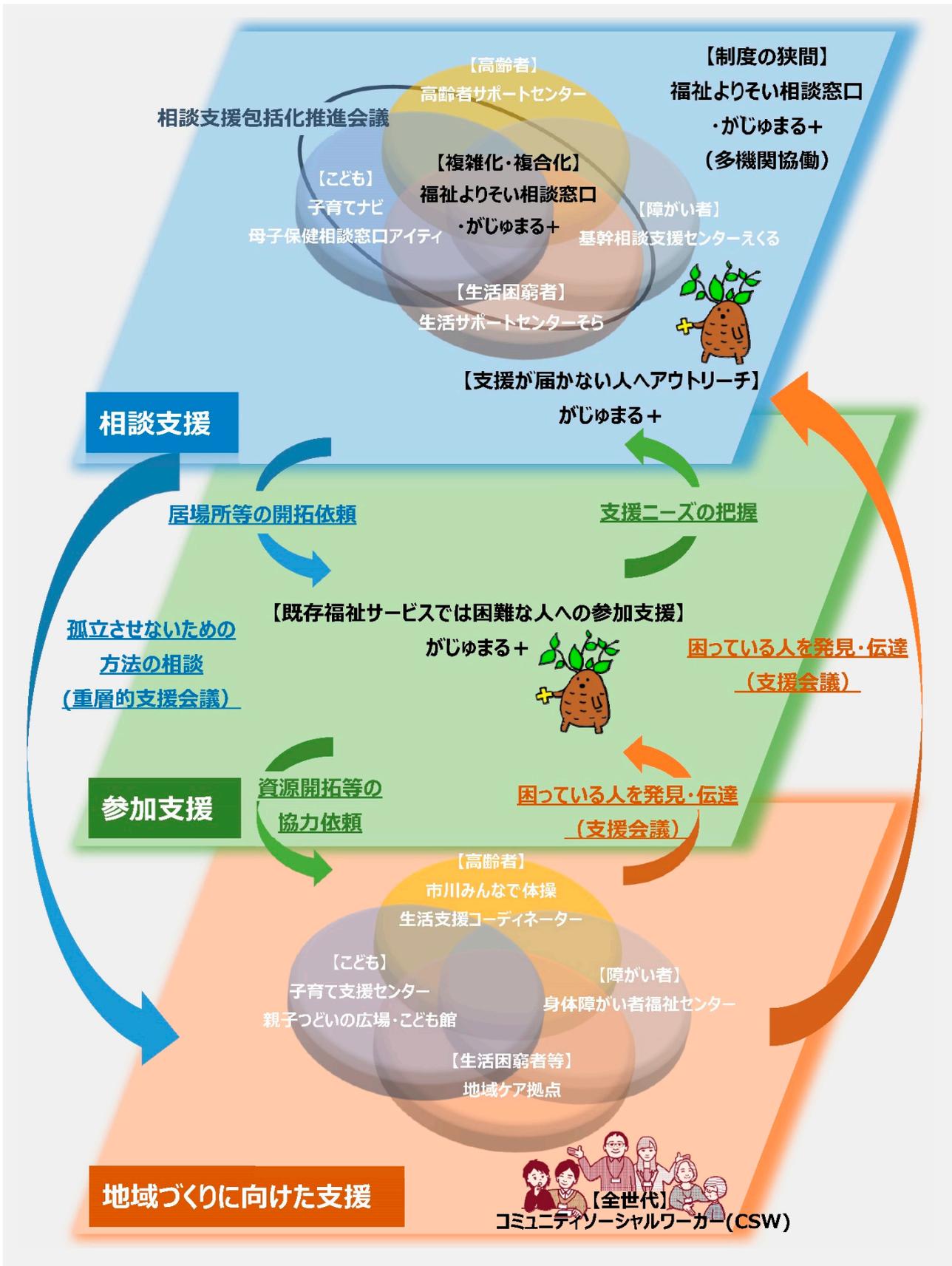
<連携強化の部>

- ① 対応困難な複雑化・複合化した課題のケース・制度の狭間のケースに対し、他の相談支援機関と検討を行うとともに、市全体として蓄積したケース記録から、事例、対応方法をリスト化する。
- ② 他の相談支援機関へのつなぎについて、その適切性を共有、確認する。
- ③ 他の相談支援機関と共有すべき継続的な支援者について確認する。
- ④ 制度や組織などの構造的な課題を抽出し、「体制検討の部」へ情報提供を行う。

<体制検討の部>

- ① 連携強化の部で提供された情報をもとに、現状の実施体制を検証、法改正や国の通知発出等を踏まえ、市全体としての相談支援体制を検討する。
- ② 相談支援体制の構造的課題の解決に向けた検討を行う。

【参考】市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）の全体像



## 【参考】社会福祉法抜粋

### (包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じ、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
  - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### (重層的支援体制整備事業)

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第 1 項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
    - イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業
    - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業
    - ハ 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に掲げる事業
    - ニ 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業
  - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
  - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
    - イ 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
    - ロ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業
    - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業
    - ニ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業
  - 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
  - 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
  - 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第 22 条第 2 項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第 2 項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。